

# Business News

第231号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。またBusiness Newsを定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成30年度税制改正について、小嶋税務会計事務所に寄稿いただきました。今回はシリーズの第1回として、法人税についてご案内します。

## 平成30年度税制改正（1）法人税

平成30年度税制改正大綱が平成29年12月22日、閣議決定されました。平成30年度税制改正のうち、法人税に関する主な改正のポイントをご案内いたします。賃上げ・生産性向上のための税制改正や、平成30年で期限が切れる租税特別措置法の期限延長が予定されています。

- 1. 所得拡大促進税制の改組**（平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度に適用）
  - (1) 大企業の場合  
「平均給与等支給額が対前年度比3%以上増加」や「国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上」等の要件を満たす場合に、給与等の増加額の15%が税額控除できます。
  - (2) 中小企業の場合  
「平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加」等の要件を満たす場合に、給与等の増加額の15%が税額控除できます。
- 2. 情報連携投資等の促進にかかる税制の創設**（「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の施行日から平成33年3月31日までの間に取得等し事業の用に供した場合に適用）

青色申告法人が生産性向上のための「革新的データ活用計画（仮称）」の認定を受け、取得価額5,000万円以上のソフトウェア（※）を取得等した一定の場合、取得価額の30%の特別償却もしくは取得価額の3～5%の税額控除が受けられます。

※ソフトウェアとともに取得等をした機械装置・器具備品の取得価額を含みます。
- 3. 措置法の適用期限の延長**（平成30年3月31日までの期限を平成32年3月31日まで2年延長）
  - (1) 交際費等の損金不算入制度  
交際費となる飲食費の50%まで（中小法人の場合は交際費のうち年間800万円までのいずれか）を損金に算入できる制度の適用期限について、2年延長されます。
  - (2) 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例  
中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、年間300万円までは取得価額の全額の損金算入を認める特例について、適用期限が2年延長されます。

上記のとおり、今回の税制改正により所得拡大促進税制の内容が一部改正される予定です。中小企業にとって使い勝手がよくなることを見込まれます。また、中小企業の支援策である交際費や少額減価償却資産の特例についても、2年延長される予定です。

※その他詳細は、財務省HP「税制改正の概要」をご覧ください。

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/index.html](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)

（小嶋税務会計事務所）